

新生活を応援します！

～結婚新生活支援補助金～

ご結婚おめでとうございます。県内の一部市町において、新婚世帯の新生活のスタートにかかる**家賃、引越費用等**に対して、**補助を行っています**。

※以下の内容は、国が定めている支援内容であり、実際は市町により異なります。詳細は各市町にお尋ねください。

対象世帯

市町により異なります

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ② 夫婦の所得の合計が500万円未満（世帯収入約680万円未満）の世帯
※世帯収入の額については、収入の比率等により変動するため、参考値となります。
※奨学金を返還している世帯は、年間返済額を所得から差し引いて計算
- ③ 入籍日時点の年齢が夫婦とも39歳以下の世帯
- ④ 県が指定する講座・動画等を受講・視聴した世帯（詳細は下記・裏面）
- ⑤ その他、市町が定める要件を満たす世帯

対象講座・動画等

- ① 共家事・子育てに関する講座・動画（動画1、2）
- ② プレコンセプションケアに関する講座・動画（動画3）
- ③ ライフデザイン支援講座・動画（動画4）

対象費用

市町により異なります

- ① 新居の購入費用
 - ② 新居のリフォーム費用
 - ③ 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
 - ④ 新居への引越費用（引越業者や運送業者に支払った費用）
- ※令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用が対象です

最大補助額

市町により異なります

夫婦とも**29歳以下**

60万円 まで

夫婦とも**39歳以下**

30万円 まで

申請・お問合せ先

市・町の結婚支援担当課まで

(諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町)

補助金を受けるためには 動画の視聴等が必要です

長崎県では、ご夫婦の幸せな暮らしの参考としていただくための動画をご案内しています。
補助金を受けられるご夫婦は、動画を視聴後、WEBアンケートを提出してください。

補助金受給のための手続き

1 動画の視聴

①動画視聴

対象動画1～4のいずれか

②WEBアンケート提出

夫婦別々に回答

③整理番号の確認

紛失した場合は県担当者に確認

2 補助金の申請

市町の担当課に**申請書、領収書、所得証明書**などの必要書類を提出

※「2 補助金の申請」を先にする場合は、申請から1か月以内に「1②WEBアンケート」を提出し、③整理番号を市町の担当課に連絡してください。

※ 動画視聴のほか、県・市町の結婚・子育て支援事業のPR（チラシ配布、SNS拡散等）や、意識調査（WEBアンケート）にもご協力をお願いいたします。

対象動画

動画1 共家事共育て



パパたちの座談会 (約5分)

長崎県で働く3名の先輩パパたちが、家事や子育ての体験について語り合う動画です。

家事や子育てのシェアについて話し合うきっかけにしてみませんか？



動画3 プレコンセプションケア

お子さんを望んでいるご夫婦へ

お子さんを望んでいるご夫婦に、安心できるような情報を提供します。関連動画もぜひご覧ください。

1. 近いうちに妊娠を望んでいる夫婦へ (約6分)
2. 妊娠したらどうなるの？ (約5分)
3. 赤ちゃんを迎える準備 (約7分)



動画2 共家事共育て



働く人へのインタビュー (約8分)

働く人たちのリアルな意見から、家庭生活と仕事について、一緒に考えてみませんか？



動画4 ライフデザイン



目指そう円満家庭！

～ルール作りが大切～

(①～③の合計約9分)

結婚した今だからこそ、「これからのライフデザイン」を考えてみませんか？



いずれかを視聴し
WEBアンケートを
提出



※ご夫婦別々に
ご回答ください

※回答終了時、
整理番号が
表示されます

補助を実施している市町の結婚支援担当課

(諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町)

県の担当課 長崎県子ども未来課 電話095-895-2683 (2026.04)

